

標 題 : 臨職協の総務省要請行動について
発信番号 : 自治労情報2023第0188号
発信日付 : 2023年11月7日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

臨時・非常勤等職員全国協議会は、2023年10月27日(金)11時30分から総務省公務員部に対する要請行動を行った。勤労手当の支給など重点項目3点(要請書中の◎)について要請し、下記の通り回答を得た。あわせて職場実態の報告も行った。要請書については添付を参照のこと。

○自治労出席者

・石井総合組織局長、亀瀧労働条件局長、
・臨時・非常勤等職員全国協議会
中谷議長、榎原副議長、橋爪事務局次長、井手幹事、山田幹事、阿部幹事、長岡幹事、吉田幹事、
外山事務局長(自治労本部強化拡大局長)

○総務省出席者

・長田 公務員課補佐
・矢後 給与能率推進室補佐
・渡邊 公務員課係長

【重点項目3点について総務省側の回答】

1. 総務省としては地方公共団体に対して期末・勤労を適切に支給するようこれまでも助言を行ってきており、今後もヒアリングの機会などを活用して適切な対応を促すとともに、期末勤労手当の支給状況などについて実態把握に努めてまいりたい。

2. 会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則などの給与決定原則にのっとり、類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とするなど適切に決定する必要がある、と助言をしている。

遡及改定に関しては、改定された常勤職員の給与の種類、改定の内容および当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、常勤職員の給与改定にかかる取り扱いに準じて改定することを基本とする旨助言をしている。

総務省としては、引き続き実態を把握しつつ、適切な対応を促していきたい。

3. フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、会計年度任用職員として位置付けること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより、わずかに短く設定することは適切でないということについて、各地方公共団体に対し、重ねて助言をしているところ。勤務時間の設定の状況については、今年度も引き続き調査をしているが、今後も実態を把握しつつ適切な任用が確保されるよう取り組んでいきたいと考えている。

以上の総務省からの回答を受け、自治労側から意見を述べた。

【自治労意見】

4. 会計年度任用職員は制度を開始してから、様々な整理がされたが、実態としてはなかなか各地方自治体までおいていない。

遡及改定については国会答弁があったので、自治体とも話しができる状態になったが、そもそも私たち臨時非常勤職員と常勤職員とは、年収ベースが全然違って会計年度任用職員はそもそも女性が8割、シングルマザーもいる中で、期末勤労手当が出ていないということは生活に大きな影響があるため、引き続き期末勤労手当が支給されるよう、働きかけをお願いしたい。

【総務省回答】

4. 期末勤勉手当が各地方公共団体において会計年度任用職員の皆さんに支給されるということについては、総務省としてもこれまでも様々な機会を通じて助言をしている。今のお話のなかで「おりていない」ということや実態についてお話頂いたので、引き続き機会をみつけて助言をしていきたい。

【会計年度任用職員の職場実態の報告】

今回、「会計年度任用職員に勤勉手当を支給する」という内容の法改正があったが、各地方自治体の財政状況もあり、実際に条例化され支給されるか未だ不安な状況。

全国の会計年度任用職員には、まだまだ雇用や賃金、処遇に不安を抱えている人が多く、人事評価のあり方も各自治体でバラツキがある。また雇用年限設定による雇用継続不安は常にあり、保育職場などでは、正規職員と同様の働き方であるものの、賃金や処遇に正規職員と大きな格差があるなど課題が山積している。

色々な課題が多くあるが、私たち自治労臨時・非常勤等職員全国協議会は、ひとつひとつの課題解決に向けて前進出来るよう声を上げていく。総務省においても、私たち現場で働く者の声をふまえ、会計年度任用職員の雇用の安定化、処遇改善に向けて自治労との連携を強化していただきたい。

【総務省からの職場実態の報告に対する見解】

処遇について大きな格差があるということについて、その実態については様々な機会を通じてお話頂いているので、総務省としても認識している。

基本的にはその職のあり方をどうするかというところの整理は前提としてあると思うが、当然、常勤職員も非常勤職員も同じ職場で働いていて、同じ地方公務員法の職務給の原則が適用されることになる。職や仕事の責任に応じた給与水準にするということについては法律で担保されているので、総務省としてはしっかりその原則を踏まえるべきと考える。交渉の上で、となると思うが各自治体においても給与水準についてはしっかりやって頂きたい。

【自治労からの追加要請】

5. 会計年度任用職員に関する確実な交付金等の措置

この勤勉手当のことや4月遡及の問題で、職場でも当局と何度も協議を続けているが、予算がないと一蹴される。国からの交付金等については各地方自治体に目に見える形でお金がいくようにお願いしたい。

6. 会計年度任用職員の再度の任用に係る際の昇給

再度の任用の際の昇給が4号俸昇給するが、昇給にも上限がある。現場では資格職の人員が常に不足している状況があるため、現場で働くうえで人員確保が最優先である。そのため、給料・報酬の上限を撤廃するようにしていただきたい。

7. 同様の業務を担っている常勤職員がいない場合の考え方

学校の図書館司書として働いているが、同じ自治体内に司書の仕事をしている正職員はいない。会計年度任用職員のみで担っている。同じような仕事をしている常勤職員との均衡という形の設定は難しいし、全国でも学校司書、図書館司書は非正規が多くを担っているので、専門的な資格をもってやっている職に就く人のことも考えて頂きたい。

【総務省からの回答】

5. 会計年度任用職員に関する確実な交付金等の措置

現在各地方公共団体において勤勉手当が支給できるようには、かなり大きなお金がかかるので、総務省としても財政当局と議論しながら進めていきたいと思っている。

首長からお金がないといわれたという話があったが、総務省としてもしっかり財政措置については行っていきたい。そこはご安心していただければと思っている。

6. 会計年度任用職員の再度の任用に係る際の昇給

総務省としては、「事務マニュアル」も出している。その中の助言をふまえて、各自治体において上限設定をしていると思うが、総務省が申しあげているのは、典型的・補助的業務に関しては、勤務成績とかこれまでの勤務経験ふまえて、一定の上限の目安は設けることもできる、と助言しているが、あくまでそれは例示をしているもの。常勤職員でも上限があるように、一定程度習熟度があがってその業務に対しての、一定の上限があるのではないかという目安というか例示として申しあげているところ。当然保育や介護の現場では、違った形での給与の水準の決定の仕方があると思う。その職務給の原則の中で、「こういう業務であれば、こういう目安を設定するとい

うのもあるのでは」ということの例示ということをご理解いただきたい。

7. 同様の業務を担っている常勤職員がいない場合の考え方

資格がある場合は、そこをふまえて給与水準を設定するというのは、基本的には給与決定の原則のところでは話したが、適正な給与設定をしていただければと思う。

【まとめ】

今日は現場の生の声を聞いていただき感謝する。総務省マニュアルの受け止めというのも自治体によって違う実態がある。本日、勤勉手当支給について財政的な措置も含めて、という回答を頂けたことは心強い。これから自治体で交渉していくが、引き続き自治体に対する助言や適切な指導を御願いたい

と発言をし、要請行動を終えた。

添付ファイル :

20231027_総務省要請(本番用).pdf

手交_P1150986.JPG